（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第五条　法第二十二条の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

一　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

二　認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。

三　認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第六条　法第二十二条の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

二　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあっては、この限りでない。

三　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。

四　認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

五　認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。

六　認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

（地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第二十二条の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

三　認定地域脱炭素化促進事業の実施期間

四　整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

五　前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

六　第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七　第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

2　計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

第八条　法第二十二条の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ　地域脱炭素化促進施設の整備

ロ　イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ　イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

(1)　地域の環境の保全のための取組

(2)　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二　第三条第二項各号に掲げる書類

（地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第九条　法第二十二条の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　認定地域脱炭素化促進事業者の変更

二　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあっては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）

三　前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更

四　認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更